

令和5年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省理財局国債企画課）

項 目 名	特定外国法人の債券現先取引（レポ取引）に係る利子等の課税の特例（レポ特例）の延長又は恒久化											
税 目	所得税、法人税											
要 望 の 内 容	<p>外国金融機関等以外の外国法人（特定外国法人）に係るレポ取引の延長又は恒久化を要望するもの。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">－</td> <td style="width: 30%;">百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（－</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（－</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（－	百万円）	（改正増減収額）	（－	百万円）
平年度の減収見込額	－	百万円										
（制度自体の減収額）	（－	百万円）										
（改正増減収額）	（－	百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国債を確実かつ円滑に発行する環境を構築し、同時に国債発行による国の資金調達コストを抑制していくため、国債市場の流動性・効率性を維持・向上すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>レポ取引は、債券の出し手にとっては低廉なコストでの資金調達手段として、債券の取り手にとっては速やかな債券調達手段として有効な取引。</p> <p>クロスボーダーのレポ取引に関しては、国債市場の流動性・効率性の維持・向上に資する観点から、外国金融機関等が国内金融機関等と行うレポ取引についてレポ特例が恒久措置として適用されている。</p> <p>平成29年度からは、クロスボーダーのレポ取引の利便性向上と活性化のため、特定外国法人が国内金融機関等と直接行うレポ取引についてもレポ特例が新たに適用されている。</p> <p>しかしながら、特定外国法人に係るレポ特例は2年間（令和元年度及び令和3年度に各2年延長され、現在令和5年3月31日まで）の時限措置とされている。足元の低金利・低ボラティリティ環境下において国債取引が依然低水準にある中では、引き続き、当該レポ特例を措置することで、レポ取引を通じた国債市場への非居住者等の積極的参入を促進し、多様で厚みのある投資家層を形成する必要がある。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3-1：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
		政策の達成目標	非居住者等の国債レポ取引への積極的参入 非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の維持・向上 国債消化の促進と利払費の軽減
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和7年3月31日まで）又は恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
		政策目標の達成状況	現行措置により特定外国法人が行うクロスボーダーのレポの利便性は向上している。レポ取引を通じた国債市場への非居住者等の積極的参入を促進し、多様で厚みのある投資家層を形成するため、引き続き、現行措置の存続が必要。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	特定外国法人が国内金融機関等とクロスボーダーのレポ取引を直接行うときにレポ特例を活用する。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	特定外国法人が国内金融機関等とクロスボーダーのレポ取引を直接行うようになり、レポ取引へ積極的に参入することで、非居住者等による国債取引の促進、国債市場の流動性の維持・向上につながる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		外国金融機関等に係るレポ特例（恒久措置）と同等の措置を特定外国法人に対して求めるものであり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>&lt;参考：非居住者等の債券現先取引の平均残高&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>32兆0,532億円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>38兆5,934億円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>46兆6,965億円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>51兆8,468億円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>49兆0,802億円</td> </tr> </table> <p>(出所) 日本証券業協会「公社債投資家別条件付売買(現先)月末残高」 (注) 非居住者等には、レポ特例の適用対象外の者も含む。</p>	平成29年度	32兆0,532億円	平成30年度	38兆5,934億円	令和元年度	46兆6,965億円	令和2年度	51兆8,468億円	令和3年度	49兆0,802億円
	平成29年度	32兆0,532億円										
	平成30年度	38兆5,934億円										
	令和元年度	46兆6,965億円										
	令和2年度	51兆8,468億円										
令和3年度	49兆0,802億円											
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—											
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	特定外国法人が国内金融機関等と直接クロスボーダーのレポ取引を行うことにより、レポ取引への積極的参入につながる。											
前回要望時の達成目標	非居住者等の国債レポ取引への積極的参入 非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の維持・向上 国債消化の促進と利払費の軽減											
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	現行措置により、国内金融機関等の受け入れ態勢の整備が進んだこともあり、着実にレポ特例を活用した取引が行われており、国債市場の活性化に寄与している。											
これまでの要望経緯	外国金融機関等に係るレポ特例(恒久措置)に加え、平成29年度税制改正において特定外国法人に係るレポ特例(2年間の時限措置)が設けられ、令和元年度及び令和3年度税制改正において更に2年間延長された。											